

[参考2]用語の解説

1) 建築物安全安心推進計画(P.4)

平成10年の建築基準法改正と合わせて建築基準法の実効性を高めるため、国、都道府県、特定行政庁及び関係団体が協力して取り組むべき工事監理及び検査の徹底、違反建築物対策、消費者に対する情報提供等、に関して講すべき施策を建設省において取りまとめたもの。

2) 建築行政マネジメント計画策定指針(P.4)

建築確認手続き等の運用改善に合わせて、建築行政における円滑かつ適確な業務の執行を推進するため、国土交通省より都道府県及び特定行政庁に対し示された指針。

3) 確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号)(P.4)

平成18年の建築基準法改正において、建築確認・検査の厳格化のため、建築確認の審査方法及び中間検査、完了検査の検査方法の指針の策定及び公表したもの。

4) 大阪府内建築行政連絡協議会(P. 12)

大阪府内特定行政庁及び業務区域に大阪府内を含む指定確認検査機関の相互の連携を図るとともに、意見交換や情報提供等を推進し、もって建築行政の円滑かつ適正な運用を図ることを目的として設置しており、大阪府内特定行政庁及び指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の会員で構成している。

5) 確認検査に係る情報の共有について(技術的助言)(平成23年3月30日付国住指第4905号)(P. 19)

特定行政庁、都道府県、国において、建築基準適合判定資格者又は指定確認検査機関がその職務又は業務に関し不適当な行為があったか又はそのおそれがあるという情報を得た場合、監督権者に情報共有の方法等について示されたもの。

6) 違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について(技術的助言)(平成18年5月11日付国住指第541号)(P.21)

建築物における違法行為等に関する情報を把握した場合において、早期に特定行政庁等がその情報を共有することにより被害の拡大を防止することを目的として、初動対応と公表のあり方について示されたもの。

7) 違反が予見できる案件の指定確認検査機関と特定行政庁の連携に関する実施要領(P.23)

確認審査、完了検査又は中間検査を行った建築物について、後に増改築、敷地変更、用途変更等による違反が予見されるような設計や施工状況等が認められる場合において、指定確認検査機関と特定行政庁との連携により、違反建築物の発生を未然に防止することを目的として、その情報共有等の措置について、平成25年3月に大連協において作成したもの。

8) 特定建築物(P.8)

建築基準法第12条第1項に規定される定期報告の対象となり得る建築物。なお、特定建築物のうち、国と特定行政庁が定めた用途や規模の条件を満たす建築物の所有者又は管理者は、定期的にその維持管理の状況を調査し、特定行政庁に報告すること(定期報告)が義務付けられている。大阪府内においては、ホテル・旅館、百貨店、病院、共同住宅等大勢の人が利用する一定規模以上の建築物などを定期報告の対象としている。

9) 維持保全計画(P.27)

建築基準法第8条第2項に規定される建築物において、当該建築物の所有者又は管理者が、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じて、作成する義務を課されている維持保全に関する準則又は計画。

10) 建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について(通知)(P.28)

地域の日常生活の安全性向上を図るため、建築物や遊戯施設等における類似事故の発生を防止する観点から、建築行政を所管する特定行政庁と、消防部局等関係行政機関が連携し、地域の建築物等に係る危険情報の共有化を図ることを目的に、平成17年3月付け国住防第3278号により通知されたもの。

11) 大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例(P.28)

エレベーター等の建築物に附属する特定の設備等を安全に安心して利用できるように、事故に関する情報を収集、発信し、情報の共有化を図ることにより、同種の事故の再発を防止することを目的とした条例。事故が発生した場合の届出について必要な事項を定めるとともに、その届出に係る情報を基に事故の原因を明らかにし、事故に関する情報の共有化を図るために必要な措置を講ずることを規定している。

12) 被災建築物応急危険度判定(P.29)

地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や落下等の危険性を判定して、その結果を「危険(赤)」、「要注意(黄)」、「調査済(緑)」の判定ステッカーで表示する制度。判定結果を住民や歩行者等に情報提供することで、「人命に係る二次的災害を防止する」ことを目的としている。

13) 被災建築物応急危険度判定士(P.9)

地元市町村または都道府県知事の要請により上記判定を行う者であり、建築技術者を対象に、都道府県知事が講習会等を実施して認定登録している。